

## あいば野演習場における日米合同演習の主要発表について（声明）

陸上自衛隊は7月15日、国内における米陸軍との実動訓練（オリエント・シールド）を9月上旬から下旬にかけて滋賀県あいば野演習場及び今津駐屯地で実施すると発表した。

今回の合同演習は、安倍政権が強行した「戦争法（安保法制）」施行後初の日米共同訓練で、その目的を「自衛隊及び米陸軍が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における連携要領を実行動により訓練し、相互運用性の向上を図る」としているが、「日米軍事協力の指針（新ガイドライン）」の本格実施によって、自衛隊が米軍とともに海外で戦闘するための演習、日米軍事一体化の共同訓練である。

しかも今回あいば野に来演する米陸軍第3旅団第2-27大隊は、96時間で世界のどこへも移動できる高速輸送車・ストライカーをもつ「殴りこみ部隊」であり、陸上自衛隊が今回の合同演習を通じて、南スーダン等への海外派兵の際に対処すべき役割と戦術を学ぶことになることは明確である。

そして今、安倍政権が策定している「駆け付け警護」の際の行動指針や「武器の使用基準の緩和」によって、若い自衛隊員が今後、「殺し・殺される」状況に遭遇しなければならないことを、強く私達は危惧するものである。

あいば野における日米合同演習は、1986年以降今回で15回目、しかもこの4年間で3回実施されるものであり、「日米合同演習の常態化」は、憲法で保障された高島市民の「平和的生存権」を侵すものであり、多くの市民は安全と平穏な生活が脅かされるとして、大きな不安を抱いている。

この不安が的中したのが、昨年7月16日、あいば野演習場において陸上自衛隊第4施設団が12.7mm重機関銃の射撃訓練中、標的から外れた弾丸が民家の屋根瓦と天井を貫通した事件の発生であり、また今年6月今津駐屯地に配属されている無人偵察機が若狭湾で行方不明になった事故である。幸いにして共に人身被害は起こらなかったが、これらの事件・事故は演習場周辺の市民を改めて驚愕させた。

私達は、あいば野演習場を使用するこのような危険な日米合同演習を中止することを強く求めるとともに、あいば野を「自衛隊の海外侵略の最前線基地にさせない」ために、全国によびかけ、また地域で平和の運動を大きく広げることを表明する。

2016年7月24日

あいば野平和運動連絡会